

各省庁資料を基にかんたん解説!  
適用要件やスケジュールなどを手早く確認!

制度・手続・活用の3ステップから見る  
【法人版】

# 事業承継税制の特例

2019年改正対応

税理士法人 ゆびすい

## 第1章

**制度** 特例措置の制度概要や適用要件をQ&A形式で確認

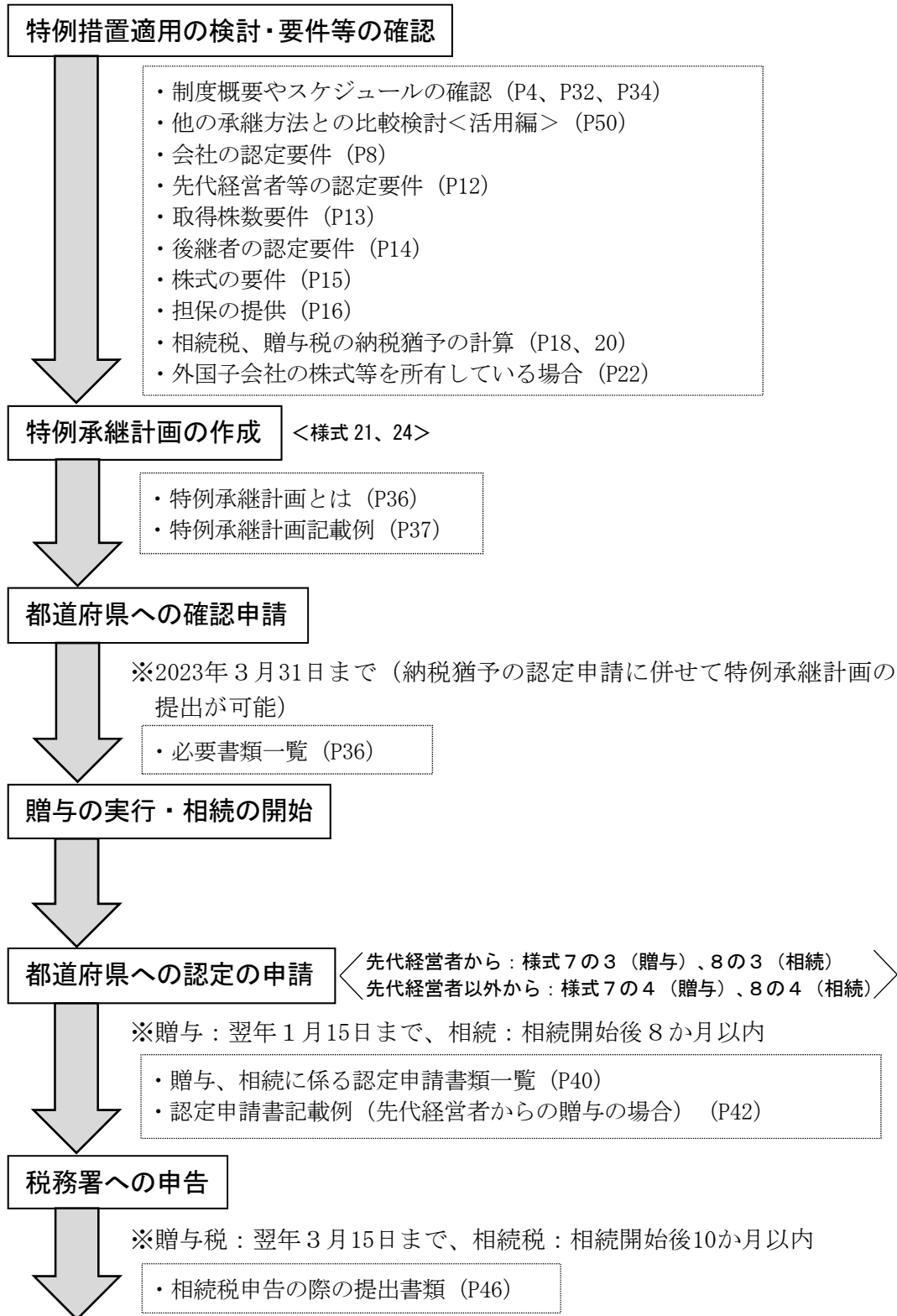
## 第2章

**手続** 特例承継計画・認定申請書作成時の注意点や添付書類のほか、  
主な報告・届出の提出スケジュールを確認

## 第3章

**活用** 特例措置の適用にあたって、  
事前準備や検討すべき内容を事例を基に確認

## <事業承継税制の特例の適用フローチャート>



**特例経営（贈与）承継期間（申告期限から5年間）** <様式 11、12、13、14、15>

※期間内または期間後に一定の打切事由に該当した場合、猶予税額の全額または一部を利子税とともに一括納付しなければなりません。  
※毎年、事業継続状況等の年次報告書を期限までに都道府県に提出。その後、期限までに税務署へ継続届出書を提出。

- ・主な報告書・届出書等一覧と提出スケジュール（P32、34）
- ・年次報告書の必要書類一覧（P47）
- ・継続届出書の必要書類一覧（P48）
- ・雇用確保要件を維持できなかった場合（P49）
- ・随時報告、臨時報告等について（P49）
- ・特例経営（贈与）承継期間内の打切事由（P23）

**特例経営（贈与）承継期間経過後の3年ごとの届出**

※3年に1度、税務署に継続届出書の提出が必要。（都道府県への報告は不要）

- ・特例経営（贈与）承継期間経過後の打切事由（P24）

**相続税の納税猶予へ切り替える場合（P26） <様式 15、17>  
納税猶予の免除事由が発生した場合（P28）**

**特例措置の適用を受ける際の主な注意点**

- 1 認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」）の指導や助言を受けた上で、『特例承継計画』を作成し、2018年4月1日から2023年3月31日までの間に都道府県に提出・確認を受けていること。  
※贈与または相続が生じる前に、後継者の変更や人数変更、事業計画の大幅な変更といった大きな変更がある場合には、『特例承継計画の変更届』の提出が必要です。
- 2 先代経営者以外の株主からの贈与または相続の認定を受けるためには、先代経営者からの贈与または相続の納税猶予の認定を先に受けていること。  
※なお、先代経営者以外の申請は、先代経営者の認定の有効期間末日（申告期限から5年目の報告基準日）までに申告期限が到来する贈与・相続が対象とされます。
- 3 同じ贈与者からの贈与で納税猶予の対象となるのは原則1回限り。（後継者が複数のときで、1回目の贈与と同一年中に別の後継者へ贈与している場合のみ、その贈与も対象になります。）
- 4 雇用確保要件を維持できなかった場合、認定取消とはならない代わりに、その理由と認定支援機関による所見等記載の上で都道府県に報告を行う必要があります。

## 2 会社の認定要件

Q 当社は資本金3,000万円、従業員数40名の製造業を営む会社です。現在、創業者である父親から息子である私に代替わりを考えているのですが、当社は特例措置を利用できるのでしょうか？

A 事業承継税制を利用するためには、円滑化法に規定される会社の要件等を満たしたうえで認定を受けなければなりません。対象となる会社の要件は次の全てを満たす必要があります。

### (1) 対象となる会社の要件

#### ①中小企業者に該当すること

(資本金または従業員数のどちらかの要件を満たす必要があります。)

	資本金	従業員数
ゴム製品製造業（自動車タイヤ製造業等を除く）	3億円以下	900人以下
製造業等	3億円以下	300人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

②その会社および特定特別関係会社<sup>(※1)</sup>の株式が、非上場株式等に該当すること

③その会社および特定特別関係会社が性風俗営業会社に該当しないこと

④その会社が資産保有型会社または資産運用型会社に該当しないこと

⑤その会社の贈与・相続開始日の属する事業年度の直前事業年度における売上高（営業外収益・特別利益を除く）がゼロを超えること

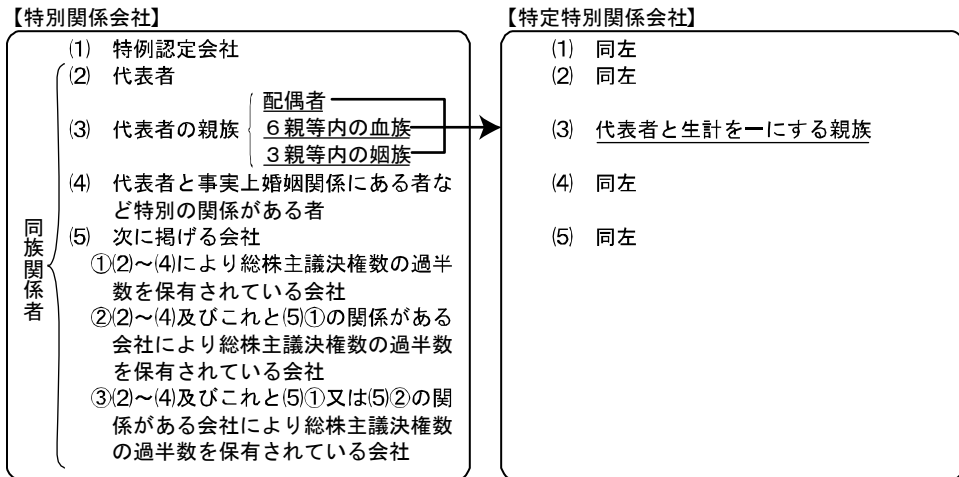
⑥その会社の常時使用従業員<sup>(※2)</sup>の数が1人以上であること（その会社の特別関係会社<sup>(※1)</sup>が外国会社に該当する場合は、その会社の常時使用従業員の数が5人以上であること）

⑦特定特別関係会社（外国会社を除く）が中小企業者に該当すること

⑧後継者以外の株主に拒否権付株式（黄金株）を交付していないこと

(※1) 特別関係会社および特定特別関係会社とは、次の図に掲げる者によりその総株主議決権数の過半数を保有される会社をいいます。

こちらは編集途中のものです。実際の書籍と内容が異なる場合がございます。



(※2) 常時使用従業員とは、次のいずれかに該当する者をいいます

イ. 厚生年金保険法および船員保険法ならびに健康保険法のいずれかの被保険者

ロ. 75歳以上で、会社と2か月を超える雇用契約を締結している者

なお、上記の従業員が先代経営者または後継者の親族であっても、常時使用従業員に該当します。